

令和2年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について

1 事業名

営業時間短縮感染拡大防止協力金給付事業

2 繰越明許の理由

新型コロナウイルス感染症拡大防止の緊急事態を受け、東京都が実施している「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給を受けている事業者に対し、独自に感染拡大防止協力金を追加給付する板橋区感染拡大防止協力金交付事業が、令和2年度補正予算（第7号）として令和3年2月18日に議決した。

本事業は、東京都「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の令和2年11月28日～令和2年12月17日実施分または令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分のいずれかの支給決定を受けていることが要件となっている。さらに、令和3年1月8日以降の実施分及び飲食店以外の中小事業者への支給についても、東京都や国の詳細が決定した段階で支給対象とする。そのため、令和3年4月以降の申請となることが見込まれ、申請期間を令和3年3月1日～令和3年6月30日までとしたため、予算の一部を繰り越した。

3 繰越明許に係る繰越計算書について

予算規模 619,550,000円  
翌年度繰越額 505,490,000円  
財源内訳 505,490,000円（一般財源）

4 繰越明許費の内訳

板橋区感染拡大防止協力金及び板橋区一時支援金給付事業の実施に要する経費

5 繰越明許費の支出完了予定

令和3年7月末

6 現在の進捗状況（令和3年4月末日現在）

	感染拡大防止協力金	一時支援金
申請件数	1,144件	107件
交付決定件数	710件	0件
交付決定額（令和2年度）	78,500,000円	
交付決定額（令和3年度）	0円	0円

## 7 事業概要

名称	感染拡大防止協力金	一時支援金
目的	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた営業時間の短縮要請を受け、区内の中小飲食業にとっては、厳しい経営環境が続いている。</p> <p>そこで、東京都が実施している「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給を受けている事業者に、追加給付を行う「板橋区感染拡大防止協力金給付事業」を実施することで、感染拡大防止に協力している事業者を支援し、事業の継続や雇用の維持及び経営の安定化を図ることを本事業の目的とする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のために出されている緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業及び不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小企業やフリーランスを含む個人事業者に対して、緊急事態宣言期間における影響を緩和し事業の継続を支援するために、国が一時支援金を支給している。</p> <p>これに、区独自の支援金を追加給付することで、厳しい経営状況が続いている区内事業者等の事業継続や雇用の維持及び経営の安定化を図ることを本事業の目的とする。</p>
対象者	<p>区内中小飲食店等 （東京都「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金※」の支給決定を受けていること）</p> <p>※対象期間 令和2年11月28日～令和2年12月17日実施分 令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分 令和3年1月8日～令和3年2月7日実施分 令和3年2月8日～令和3年3月7日実施分のいずれか</p>	<p>区内中小法人・個人事業者等 （経済産業省の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金※」給付決定を受けていること）</p> <p>※申請期間 令和3年3月8日～令和3年5月31日</p> <p>※支給要件 ・緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けている ・該当月の売上が50%以上減少している</p>
給付金額	<p>区内事業所に勤務する従業員が5人以下 10万円 区内事業所に勤務する従業員が6人以上 20万円</p>	<p>個人事業主等 10万円 中小法人等 20万円</p>
想定件数	3,200件	1,000件
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請受付期間 3月1日（月）～6月30日（水）</li> <li>支払い 3月19日から順次支払を実施中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請受付期間 4月26日（月）～6月30日（水）</li> <li>支払い 5月下旬から順次支払予定</li> </ul>